

## 埼玉県議会の災害時応急体制に関する要綱

平成9年3月24日議長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、県の地域で大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、知事が埼玉県災害対策本部を設置したときに、議会が整える応急体制に関し、必要な事項を定めるものとする。

(本部の設置)

第2条 議長は、知事が埼玉県災害対策本部を設置したときは、直ちに埼玉県議会災害連絡本部（以下「本部」という。）を設置する。

2 本部は、議事堂に設置する。

(本部の組織)

第3条 本部は、議会災害連絡本部長（以下「本部長」という。）、議会災害連絡副本部長（以下「副本部長」という。）及び議会災害連絡本部員（以下「本部員」という。）をもって構成する。

2 本部事務を補佐させるため、本部に議会災害連絡本部事務局（以下「事務局」という。）を置く。

(本部の構成)

第4条 本部長には議長、副本部長には副議長及び各会派代表者、本部員には議会運営委員をもって充てる。

(職務)

第5条 本部長は、本部を代表し、本部事務を統括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(本部の所掌事務)

第6条 本部の所掌事務は、次の事項とする。

- (1) 埼玉県災害対策本部との情報交換及び連絡
- (2) 議員に対する被災地の被害状況、応急活動状況等の情報伝達
- (3) 議員からの情報収集
- (4) 議員の安否、居所、連絡場所等の把握及び確認
- (5) 前各号に掲げるもののほか、応急時の議会に関する必要な事項

(議員の職務)

第7条 議員は、災害が発生したときは、直ちに本部に安否、居所、連絡場所等を報告しなければならない。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則 この要綱は、平成9年3月24日より施行する。

附 則 この要綱は、令和6年4月1日より施行する。